②虐待とは何か

3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを大声で注意し、こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。

②虐待とは何か

行為の内容	判断
３歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、ｲ苦手を克服させる意図で、ｱ繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもをｱ大声で注意し、ｱこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのｲこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為をｱ毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「ｳ給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。	虐待

（考え方のポイント）

【プロセス①】

○　行為に着目すると、「ｱ大声で注意し」ている点については、直ちに虐待に該当するとは言えない。

○　また、「ｱこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス②】

○　一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「ｱ毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。

（参考：【プロセス③】）

○　なお、当初は「ｲ苦手を克服させる意図」であったが、その後、「ｲ嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。

○　保育士による行為の結果、こどもは「ｳ保育園に行きたがらなくなっ」ており、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。

※本事例については、プロセス②において虐待に該当すると判断できる事例だが、参考としてプロセス③に対する考え方も記載する。

事例２

４歳児のこども同士のけんかにより、こどもの１人が興奮して室内を泣きながら暴れまわってた。保育士は、けんかを制止するとともに、暴れるこどもを言葉で諭そうとしたが、それでも収まらなかったため、こどもを落ち着かせる目的で別室に連れ出し、鍵は閉めずにしばらく1人きりにした。保育士は、数分したらこどもの元に戻るつもりでいたが、他のこどもに対応していたため、戻ることを失念してしまい、結果として、そのこどもは20分間別室で1人泣き続けることとなった。

慌てて別室に戻った保育士は、こどもに対して、1人きりにしたことを謝った。その後は、こどもも落ち着き、いつも通り、友だちと過ごしていた。降園時には、保護者に上記のことを伝えるとともに、翌日の登園時も、改めてこどもの様子を確認したが、家庭でも特に変わった様子は見られなかったとのことだった。

事例３

５歳児のこどもが、保育士Aの指示を守らずに、勝手に戸外に出て、砂場で遊び始めたため、保育士Aは「勝手に出てはだめだよ」と叱った。それに対して、こどもは「だって、〇〇先生はいいって言ったもん」と別の保育士Bの名前を出して言い返し、そのまま遊び続けようとした。保育士は、こどもが言い訳をし、自分の指示に従わなかったことに苛立ちを覚え、もっと厳しく叱らないと大人としての示しがつかないと思った。そこで他のこどもと離れた場所で、そのこどもを自分の近くに立たせ、指示を守らなかったことを執拗に叱り続けた。叱られている間、こどもは特に泣いたりすることはなく、その後も、いつも通り、他の友だちと遊ぶ様子が見られた。また、次の日以降も、通園を嫌がる様子は見られなかった。

虐待と判断される？

事例2

事例３

事例１（解説）

行為の内容	判断
３歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、ｲ苦手を克服させる意図で、ｱ繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもをｱ大声で注意し、ｱこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのｲこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為をｱ毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「ｳ給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。	虐待

（考え方のポイント）

【プロセス①】

○　行為に着目すると、「ｱ大声で注意し」ている点については、直ちに虐待に該当するとは言えない。

○　また、「ｱこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス②】

○　一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「ｱ毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。

（参考：【プロセス③】）

○　なお、当初は「ｲ苦手を克服させる意図」であったが、その後、「ｲ嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。

○　保育士による行為の結果、こどもは「ｳ保育園に行きたがらなくなっ」ており、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。

※本事例については、プロセス②において虐待に該当すると判断できる事例だが、参考としてプロセス③に対する考え方も記載する。

事例２（解説）

行為の内容・経緯等	判断
４歳児のこども同士のけんかにより、こどもの１人が興奮して室内を泣きながら暴れまわっていた。保育士は、けんかを制止するとともに、暴れるこどもを言葉で諭そうとしたが、それでも収まらなかったため、ｨこどもを落ち着かせる目的で別室に連れ出し、ｧ鍵は閉めずにしばらく１人きりにした。保育士は、数分したらこどもの元に戻るつもりでいたが、他のこどもに対応していたため、戻ることを失念してしまい、結果として、そのこどもはｧ20 分間別室で１人泣き続けることとなった。 慌てて別室に戻った保育士は、こどもに対して、１人きりにしたことを謝った。その後は、ｩこどもも落ち着き、いつも通り、友だちと過ごしていた。降園時には、保護者に上記のことを伝えるとともに、翌日の登園時も、改めてこどもの様子を確認したが、ｩ家庭でも特に変わった様子は見られなかったとのことだった。	虐待に該当するとまでは言えない

（考え方のポイント）

【プロセス①】

○　行為に着目すると、こどもを１人にしているという点で、外形的にはこどもを「放置している」ように見えるものの、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス②】

○　「ｱ20 分間」という一定程度の時間、こどもを１人にしている点については、この時間をもって直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス③】

○　こどもを落ち着かせるために１人にする、また、数分後にはこどもの状況を確認するつもりであるというｲ保育士の意図があることを踏まえると、直ちに虐待に該当する行為であったとは言えない。

○　保育室に戻った後は、「ｩこどもも落ち着き、いつも通り、友だちと過ごしていた。」「ｩ家庭でも特に変わった様子は見られなかった」とのことから、行われた行為により、こどもに重大な影響があるとまでは言えない。

事例３（解説）

行為の内容・経緯等	判断
５歳児のこどもが、保育士Ａの指示を守らずに、勝手に戸外に出て、砂場で遊び始めたため、ｲ保育士Ａは「勝手に出てはだめだよ」と叱った。それに対して、こどもは「だって、○○先生はいいって言ったもん」と別の保育士Ｂの名前を出して言い返し、そのまま遊び続けようとした。保育士は、こどもが言い訳をし、自分の指示に従わなかったことに苛立ちを覚え、ｲもっと厳しく叱らないと大人としての示しがつかないと思った。そこで、他のこどもと離れた場所で、そのこどもを自分の近くに立たせ、指示を守らなかったことをｱ執拗に叱り続けた。ｳ叱られている間、こどもは特に泣いたりすることはなく、その後も、いつも通り、他の友だちと遊ぶ様子が見られた。また、ｳ次の日以降も、通園を嫌がる様子は見られなかった。	虐待に該当するとまでは言えない

（考え方のポイント）

【プロセス①】

○　行為に着目すると、「勝手に出てはだめだよ」とこどもを叱るという行為自体は、直ちに虐待に該当するものではない。

【プロセス②】

○　こどもの過ちを「ｱ執拗に叱り続け」ている点については、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス③】

○　当初は「ｲ保育士は「勝手に出てはだめだよ」と叱った」が、その後は、「ｲ他のこどもたちの手前もあり、もっと厳しく叱らないと大人としての示しがつかない」という感情的な理由で叱ってはいるものの、これをもって直ちに虐待に該当するとは言えない。

○　「ｳ叱られている間、こどもは特に泣いたりすることはなく、その後も、いつも通り、他の友だちと遊ぶ様子が見られた」点や、「ｳ次の日以降も、通園を嫌がる様子は見られなかった」点においては、行われた行為による重大な影響があるとまでは言えない。

【疑いのある行為に対する指標の考え方】　　ア　　行為の強度・頻度

身体的虐待になり得る行為	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・たとえば、こどもを引っ張るという行為は、それ自体では直ちに虐待と判断されるものではないが、あまりにも強く引っ張りこどもの身体を痛めるような場合には、虐待に該当する可能性がある。
性的虐待になり得る行為	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・たとえば、こどもに触れること自体は直ちに虐待と判断されるものではないが、必要以上に長時間抱きしめるなど、過度な接触を行う場合には、虐待に該当する可能性がある。
ネグレクトになり得る行為	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・たとえば、保育士・保育教諭等は複数のこどもを相手にしているところ、こどもの問いかけに答えないという行為は、それ自体では直ちに虐待と判断されるものではないが、特定のこどもの問いかけに継続して答えず無視するような場合には、「こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない」状態であると判断され、虐待に該当する可能性がある。
心理的虐待になり得る行為	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・たとえば、こどもを静かに叱るという行為自体は、虐待には該当しないが、同じこどもを不必要に何度も、あるいは長時間に渡り叱るような場合は、虐待に該当する可能性がある。

【疑いのある行為に対する指標の考え方】　イ　保育士・保育教諭等の意図

身体的虐待になり得る行為	・基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しない。 ・ただし、たとえば、こどもに危険が差し迫り安全を確保するためにやむをえず行った行為が心身を傷つけてしまったとしても、その行為は直ちに身体的虐待に該当するものではない。
性的虐待になり得る行為	・基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しない。 ・ただし、たとえば、愛着に課題があるこどもから身体接触を伴う行為を繰り返し求められ、それに応えるために繰り返しスキンシップを行ったとしても、その行為は直ちに虐待に該当するものではない。
ネグレクトになり得る行為	・保育士・保育教諭等の意図を十分に考慮する。 ・たとえば、「こどもを１人にする」という行為は、外形的にはこどもを「放置している」ものと評価される可能性があるが、こども自身が場を離れて落ち着いた環境に移ることを求めている状況の中で、こどもが一人になった際に、保育士・保育教諭等としてこどもを見守る意思がある場合には、直ちに虐待に該当するとは言えない。
心理的虐待になり得る行為	・保育士・保育教諭等の意図を十分に考慮する。 ・たとえば、悪いことをしたこどもに対して、その行動がなぜ悪かったのかを考えさせるような働きかけの一環として、いわゆる「叱る」行為自体は否定されるものではなく、一人ひとりのこどもの気持ちを受け止めながらも、こどもが自分の行動を振り返り、きまりを守る必要性を理解するきっかけとして教え諭すことも、他の方法も考慮した上で必要とされる場合がある。 ・また、こどもの安全にかかわるような場面（園外活動でこどもが道路に飛び出しそうになる等）では、咄嗟に大声で注意することも考えられ、それは直ちに虐待に該当するものではない。一方で、そうした緊急的な場面でないにも関わらず、怒鳴るなど、言葉や態度による脅かし等によって威圧的に叱ることは心理的虐待に該当し得るものである。

【疑いのある行為に対する指標の考え方】　ウ　こどもの状況・こどもへの影響

身体的虐待になり得る行為	・こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・たとえば、遊びの一環でこどもに対してバケツの水を勢いよくかけるという行為は、水遊びが好きな５歳児に対して行われるような場合には、遊びの範疇であると捉えられたとしても、１歳児に対して行われるような場合に、こどもの身体に危害が及ぶ可能性がある。 ・また、たとえば歩行が不安定なこどもの場合に対しては、腕を引っ張って連れるという行為は、他のこどもと同程度の強度・頻度で行われたとしても、その行為により受ける身体的影響が大きい可能性があり、特段の配慮が必要となる。
性的虐待になり得る行為	・こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・たとえば、排泄や入浴、着替え等の場面において、こどもが支援を必要とする場合にその介助を行ったとしても、その行為は虐待に該当するものではない。
ネグレクトになり得る行為	・こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・たとえば、「こどもを１人にする」という行為は、外形的にはこどもを「放置している」ものと評価される可能性があるが、こども自身が場を離れて落ち着いた環境に移ることを求めている状況の中で、こどもが一人になった際に、保育士・保育教諭等としてこどもを見守る意思がある場合には、直ちに虐待に該当するとは言えない。
心理的虐待になり得る行為	・こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・たとえば、保育室において、保育士・保育教諭等の間であるこどもの保護者に関する困りごとなどを話題にすることは、こどもに直接発言されたものでなければ、虐待とまでは言えないが、当該こどもが日常的に保育士・保育教諭等の会話を聞き、結果として心を傷つけているのであれば、虐待に該当し得る。